

令和6年度心身障害者医療費助成制度の資格要件（令和6年9月1日～令和7年8月31日）

障害福祉部障害施策推進課事業担当

	●心身障害者医療費助成制度 R6. 9. 1～R7. 8. 31 （都制度） 令和5年中の所得による																																																														
障害要件	身体障害者手帳1級 2級 内部障害を有する方は3級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能障害・肝臓） 愛の手帳 1度 2度、 精神障害者保健福祉手帳1級																																																														
健康保険	公的医療保険による給付が行われる者 （健康保険に加入している者）																																																														
所得	20歳以上→本人の所得制限 20歳未満→国保の世帯主、社保の被保険者の所得制限																																																														
	扶養総数	所得制限基準額																																																													
	0人	3,604,000円																																																													
	1人	3,984,000円																																																													
	2人	4,364,000円																																																													
	3人	4,744,000円																																																													
	4人	5,124,000円																																																													
	5人以上	1人増すごとに380,000円加算 （令和7年8月31日まで適用）																																																													
	☆令和5年中の総所得額等から右の表の控除の合計額を引いた金額を、左の所得制限表の該当する扶養総数の欄と比較して上回らなければ該当。 ☆扶養総数とは、控除対象配偶者と扶養親族（老人・特定扶養・年少扶養を含む）の合計の人数。 ☆給与所得または公的年金等所得がある場合は、給与所得および公的年金等所得の合計額から10万円を控除する。																																																														
	<table><tr><td>控除の種類</td><td>本人</td><td>世帯主</td><td>控除額</td></tr><tr><td>雑 損</td><td>○</td><td>○</td><td>相当額</td></tr><tr><td>医 療 費</td><td>○</td><td>○</td><td>相当額</td></tr><tr><td>社会保険料</td><td>○</td><td>※1</td><td>相当額</td></tr><tr><td>小規模掛金</td><td>○</td><td>○</td><td>相当額</td></tr><tr><td>配偶者特別控除</td><td>○</td><td>○</td><td>相当額 ※2</td></tr><tr><td>本人普通障害</td><td>×</td><td>○</td><td>27万円</td></tr><tr><td>〃 特別障害</td><td>×</td><td>○</td><td>40万円</td></tr><tr><td>寡 婦</td><td>○</td><td>○</td><td>27万円</td></tr><tr><td>ひとり親</td><td>○</td><td>○</td><td>35万円</td></tr><tr><td>扶養普通障害</td><td>○</td><td>○</td><td>27万円×人数</td></tr><tr><td>〃 特別障害</td><td>○</td><td>○</td><td>40万円×人数</td></tr><tr><td>老人扶養加算</td><td>○</td><td>○</td><td>10万円×人数</td></tr><tr><td>特定扶養加算※3</td><td>○</td><td>○</td><td>25万円×人数</td></tr><tr><td>特 例 控 除</td><td>○</td><td>○</td><td>算定額</td></tr></table> ※1 世帯主等の社会保険料控除額→8万円 ※2 住民税配偶者特別控除額ではなく、所得税配偶者特別控除額が該当する。（確定申告と同額） ※3 特定扶養親族には、税制改正により廃止された16歳以上19歳未満の旧特定扶養親族を含む。				控除の種類	本人	世帯主	控除額	雑 損	○	○	相当額	医 療 費	○	○	相当額	社会保険料	○	※1	相当額	小規模掛金	○	○	相当額	配偶者特別控除	○	○	相当額 ※2	本人普通障害	×	○	27万円	〃 特別障害	×	○	40万円	寡 婦	○	○	27万円	ひとり親	○	○	35万円	扶養普通障害	○	○	27万円×人数	〃 特別障害	○	○	40万円×人数	老人扶養加算	○	○	10万円×人数	特定扶養加算※3	○	○	25万円×人数	特 例 控 除	○	○
控除の種類	本人	世帯主	控除額																																																												
雑 損	○	○	相当額																																																												
医 療 費	○	○	相当額																																																												
社会保険料	○	※1	相当額																																																												
小規模掛金	○	○	相当額																																																												
配偶者特別控除	○	○	相当額 ※2																																																												
本人普通障害	×	○	27万円																																																												
〃 特別障害	×	○	40万円																																																												
寡 婦	○	○	27万円																																																												
ひとり親	○	○	35万円																																																												
扶養普通障害	○	○	27万円×人数																																																												
〃 特別障害	○	○	40万円×人数																																																												
老人扶養加算	○	○	10万円×人数																																																												
特定扶養加算※3	○	○	25万円×人数																																																												
特 例 控 除	○	○	算定額																																																												
対象除外	① 生活保護や中国残留邦人等支援給付を受給している者 ② 65歳以上で新規に該当する者 ③ 後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている者																																																														

※1 世帯主等の社会保険料控除額→8万円

※2 住民税配偶者特別控除額ではなく、所得税配偶者特別控除額が該当する。（確定申告と同額）

※3 特定扶養親族には、税制改正により廃止された16歳以上19歳未満の旧特定扶養親族を含む。